

豊城町区慶弔規定

伊勢崎市豊城町区民の親睦を図り、また隣人としての信義を表明するため、豊城町区民の不幸、病気、事故、その他に際して次の慶弔規定を定める。

(慶弔金)

- 1 本部役員・会計監査委員・評議員・顧問に不幸が生じた時は、生花及び弔慰金一万円を贈る。
- 2 世帯主及びその同居家族に不幸が生じた時は、弔慰金五千円を贈る。

(病気見舞)、

- 1 組長（配偶者を含む）以上の区役員が病気、事故により一週間以上入院又は自宅療養一ヶ月以上経過した時は、見舞金三千円を贈る。

(災害見舞)

- 1 区民が火事・風水害・公害等により、災害を被った時は、その状況により本部役員会に諮り、見舞金を贈ることが出来る。

(出産祝)

- 1 区民が出産した時は、祝金五千円を贈る。

(その他)

- 1 外郭団体及びその他に対し、必要と認めた時は、本部役員会に諮り供物、弔慰金、見舞金、祝金を贈ることが出来る。
- 2 この規定を改廃するときは、合同委員会の承認を得なければならぬ。

(付則)

- 1 昭和58年6月4日施行～平成20年4月1日改正は廃止
- 2 本規定は、令和4年4月1日より実施する。